

令和 8 年第 4 回定例会（会議録）

開 催 日	令和 8 年 4 月 1 4 日（火）
開 催 場 所	あま市役所 2 階 B 2 B 3 会議室
開 催 時 間	午後 2 時 0 0 分 ～ 午後 3 時 3 5 分
出 席 委 員	溝口正己、小笠原英司、吉川孝子、近藤真司、三浦明里
欠 席 委 員	0 人
出 席 者	教育長 他事務局職員 9 名
傍 聴 人	0 人
議 事 日 程	日程第 1 教育長開会のあいさつ 日程第 2 前回会議録の承認 日程第 3 教育長の経過報告 日程第 4 議案第 30 号 後援申請について（審議） 議案第 31 号 教育支援室の入室について（非公開） 日程第 5 その他 (1)教育委員会会議における議決、報告案件基準の一部改正について（報告） (2)教育に関する条例等作成時の市長から教育委員会への意見聴取実施要領について（報告） (3)あま市学校等セキュリティポリシーの一部改正について（報告） (4)あま市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について（報告） (5)令和 8 年 4 月 1 日付け教育委員会教育長の異動（再任）について（報告） (6)後援申請について（報告） (7)令和 8 年度あま市学校運営協議会委員の任命について（報告） (8)令和 8 年度社会教育委員の委嘱について（報告） (9)あま市スポーツ推進委員の委嘱について（報告） (10)令和 8 年 3 月議会（一般質問）について（報告） (11)あま市長選挙及びあま市議会議員補欠選挙において学校等を投票所として借用することについて（報告） (12)区域外就学申請について（報告）（非公開） (13)就学申請について（報告）（非公開） (14)令和 8 年度各種名簿及び予定表等について（報告）（非公開） (15)保有個人情報開示請求について（報告）（非公開） (16)生徒指導（令和 8 年 3 月）について（報告）（非公開）

発 言 者	議 事 の 大 要
	【開会時刻：午後２時００分】
教 育 長	(開会宣言)
教 育 長	日程１、教育長開会のあいさつ
	(教育長あいさつ)
教 育 長	令和８年度新任の職員より、一言ご挨拶します。
教 育 部 長	(教育部長あいさつ)
ス ポ ー ツ 課 長	(スポーツ課長あいさつ)
学校教育課主幹	(学校教育課主幹あいさつ)
シニアアドバイザー	(シニアアドバイザーあいさつ)
教 育 長	日程２、前回会議録の承認
	前回の会議録を承認願います。
委 員 全 員	(会議録に署名)
教 育 長	日程３、教育長の経過を報告する。
	(令和８年３月１８日～令和８年３月３１日の経過を報告)
	市教育委員会関係 ２回
	教育長用務 ３回
	教育総務課事業 １回
	学校教育課事業 ２回
	生涯学習課事業 １回
	ス ポ ー ツ 課 事 業 ３回
	市行事 ４回
	市議会関係 １回
	(令和８年４月１日～令和８年４月１４日の経過を報告)
	市教育委員会関係 ５回
	教育長用務 ６回
	教育総務課事業 ０回
	学校教育課事業 ３回
	生涯学習課事業 ２回

教 育 長	スポーツ課事業	2 回
	市行事	3 回
	市議会関係	0 回
	今後の予定	
教 育 長	(質疑等を許可)	
教 育 長	本年度から 2 年間、尾張部都市教育長会の会長を引き受けることとなりました。その関係で充て職として愛知県都市教育長協議会の副会長と、全国都市教育長協議会の理事になりました。出張等が多くなりますので定例会等の日程変更などをお願いすることがあるかと思います。ご了承いただければと思います。	
教 育 長	他にご質問ありますか。	
委 員 全 員	(質疑なし)	
教 育 長	日程 4、議案 1 件公開 1 件非公開	
教 育 長	議案第 3 0 号「後援申請について（審議）」	
教育総務課長	1 「第 1 3 回「地球で遊ぼう」ボーイスカウト体験会（ボーイスカウトあま第 3 団）」（生涯学習）	
	事業目的は、与えられたテーマにイメージを膨らませ、身近なもので工作し、それを利用してミッションを完遂する。作業を通してスカウト活動の楽しさ、面白さ、協力し合うことの大切さを体験してもらうとのことです。	
	事業内容は、甚目寺公民館地内にて探索及び工作を行うことです。	
	後援名義の必要な理由及び使用目的は、あま市内の小学校（1～4 年生）及び保育園（年中～年長）のお子さんを対象に、ボーイスカウト活動を通じて物作りの楽しさや、協力し合うことの大切さを身をもって体験し、仲間との関わり合いに興味を持って頂けるよう周知するためとのことです。	
	開催期間は、令和 8 年 5 月 1 7 日（1 日間）です。	
	開催場所は、甚目寺公民館地内です。	
	参加者は、市内の小学生（1～4 年生）及び保育園（年中～年長）	

教育総務課長	10家族、約20人程度です。
	参加料は、お子さん1人当300円です。
	(以下概略を説明)
教育総務課長	本市においては、令和5年11月に許可実績がありますが2年以上経過しているため審議案件となります。
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	申請書には、最大で年中から小学校4年生と記載がありますが、計画書は年長から小学校3年生と記載があります。
教育総務課長	確認をしたところ、基本は年長から小学校3年生ですが、年中や小学校4年生でも対応可能とのことです。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	認否はいかがか。
委 員 全 員	(協議)
教 育 長	1 ボーイスカウトあま第3団(第13回「地球で遊ぼう」ボーイスカウト体験会)承認
	以上としてよろしいか。
委 員 全 員	(異議なし)
教 育 長	1を承認とする。
教 育 長	日程5、その他報告事項 11件公開 5件非公開
教 育 長	(1)「教育委員会会議における議決、報告案件基準の一部改正について(報告)」
教育総務課長	教育委員会会議における議決、報告案件基準について「あま市教育長に対する事務委任規則」や実際の運用に沿うように改正を行いました。追加または変更した部分には、下線がつけてありますのでご確認いただければと思います。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	かつてはこういう基準がなく、「何を教育委員会で議決するのか」と

委 員	質問をした結果、整理していただきました。
	今までは質問する機会がなかったため、次の機会と考えているうち
	今に至りますが、今回このように報告がされたことから、意見を申し
	上げます。
委 員	教育予算（補正含む。）について、議決は不要なもの（教育長専決）
	の会議へ報告を要するもの欄に「日程の都合等により教育委員会会議
	より先に議会（全員協議会等）が開催される場合は、教育委員会会議
	へ報告する【公開】」との記載があります。教育委員会で議決するべき
	ものであれば議会日程に合わせて教育委員会会議の開催日を調整す
	るべきです。教育予算については、本来議決事項なので、このような
	記述はよろしくないと思います。
	同じ記載が、学校教育課の特別支援学級の入級／退級【第5条】及
	び教育支援室利用許可／取消し【第5条】にもみられます。
委 員	臨時代理したものは報告承認とするというものなら分かります。そ
	れか教育長専決としてこういうものは教育長専決にしますと定める
	のか、どちらかの整理になると思います。
委 員	あま市の規則の中に、臨時代理という規定があるので、用語として
	は、これを使わないといけないと思います。
委 員	あま市教育長に対する事務委任規則では、第3条で「教育委員会は、
	前条各号に規定する事務について、議決する。」と定めています。併せ
	て、第4条では「臨時代理」について定めています。臨時代理は、「教
	育長は、緊急やむをえない事情により教育委員会の議決をうけること
	ができない場合は、これを臨時に代理することができる。」とし、第2
	項で「教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、次回の教
	育委員会に報告し、承認を得なければならない。」と定めているもので
	す。今まで「教育長専決」としてきたもののうち、決裁権が教育委員
	会に残ったままのものであれば「教育長専決」ではなく「臨時代理」
	とすべきであると思います。
委 員	今まで「教育長専決」という言葉を使ってきましたが、後援のよ

委	員	うに要綱などで専決について定めたものはいいのですが、定めていないものについては、臨時代理の処理となるのではないのでしょうか。
		その場合は、次回教育委員会で承認する必要があります。
委	員	あま市教育委員会の後援に関する要綱第４条の決定の通知では、第２項で「次の各号のいずれかに該当する申請については、前項によらず、教育長に事務委任し、前条の規定により内容を審査し、後援許可の可否の決定を、申請を受理した日から１５日以内に、申請者に通知することができる」と教育長への事務委任について定めています。
		臨時代理は、教育委員会が本来は決定すべきであるが、緊急やむをえない事情により教育長が代わりに決定し、その代わり直近の教育委員会会議に報告をして承認を得るというもので、あくまで決裁権者は教育委員会です。教育長専決では、教育長が決裁権者になります。
委	員	そういう言葉使いの違いを意識して、使い分けをお願いします。
委	員	ただし、教育長への事務委任規則の第２条中で書いてある項目以外は、全て教育長に委任されていると考えることもできるので、事務委任されていないと定められているもの以外は、教育長が決裁権者としてもよいと思います。つまり、第２条で定めているもの以外は、教育長が専決していいということです。ただし、逆に少なくとも第２条で定めている項目は、別に定めのない限り教育委員会の決裁事項です。
		どこが、誰が決裁権者になるかを意識していただきたいです。
委	員	全課共通の委員等の任免、委嘱【第２条（１２）】について意見を述べます。
		社会教育委員とスポーツ推進委員はともに法律に根拠があります。
		市での規定が条例と規則なのかもしれませんが、社会教育委員は社会教育法第１５条で置くことができると規定しています。また、スポーツ推進委員は、スポーツ基本法第３２条で委嘱するものと記載があります。
		どちらかというとスポーツ推進委員は、議決を要するものに入れるべきものではないかと思います。また、これらは共に委嘱なんです。

委 員	また、学校運営協議会の委員は報告になっていますが、法律の中で
	教育委員会が任命するという規定となっています。
委 員	学校運営協議会の委員は、一定の権限と責任が与えられているので
	任命なんです。委嘱は教育委員会が委員から意見を聞くだけで、必ず
	しもその通りにやらなくてもいいのです。だからどちらかというと、
	学校運営協議会の委員のほうが議決を要するものに入れるべきかと
	思います。
委 員	ただし、法令や条例で教育委員会が任命すると規定されていれば、
	教育委員会が議決する必要がありますが、あま市においては教育長専
	決にすると定めることができるかもしれません。この任命及び委嘱
	について議決を要するもの、報告をするものの整理をもう少し確認し
	ていただくといいと思います。
委 員	例えば教育委員会委員は議会の同意を得て市長が任命するのです
	が、教育委員会が任命するのは学校運営協議会委員や、文化財保護審
	議会委員などで、これらは任命になると思います。
委 員	文化財保護審議会は権限を持つのでここで指定文化財の議論をし
	て、そのとおり指定をしていくというような方向で答申をもらって動
	くのでこれは権限があります。それも任命という言葉になっていると
	思います。
委 員	委員等の任命及び委嘱並びに依頼について整理をお願いします。
教育総務課長	委員等の任免、委嘱について、議決を要するもの欄の条件に条例だ
	けでなく、法律を加えた意図としましては、令和2年12月14日付
	けであま市役所総務課の「附属機関に準じる機関について」において、
	審議会等と附属機関に準じる機関の整理を行っております。そこで
	は、審議会等について、法律又は条例で設置する委員会。執行機関の
	附属機関として、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査（特定
	の事項について判定ないし結論を導き出すために、その内容をよく調
	べること）、諮問（特定の事項について附属機関の意見や見解を求め、
	尋ねること）又は調査（一定の範囲の事項についてその真実を調べる

教育総務課長	こと)のための機関。政策立案等にあたり、選択肢の中から一定の結論を導くという政策形成の公判を担う。執行機関から諮問を受けて、
	特定の事項の審査、審議等を行う合議制の機関。原則として、恒常的
	な設置が必要な場合に設置。附属機関で出された結果(答申等)は一
	部を除き執行機関に対する法的拘束力を持たない。執行機関は附属機
	関の結論(答申等)を十分考慮した上で、最終決定を行うことが求め
	られる。非常勤特別職の地方公務員。市長の任命行為が必要と整理し
	ています。
教育総務課長	対して、附属機関に準じる機関は、規則・要綱で設置する委員会。
	各種施策の政策立案・計画策定などの過程において、市民や有識者の
	意見を反映させることを目的とする。本格的な議論のための準備やた
	たき台の検討といった政策形成の前半を担う。あくまで市民や有識者
	の意見を聴くための意見交換の場、懇談の場。各委員の意見を聴く場
	であり、合議制の機関ではない(何らかの意思決定を行う機関ではな
	い)。原則として、一時的(1年から2年程度)な設置が必要な場合
	に設置。委員の意見等は、執行機関に対する法的拘束力を持たない。
	原則として非常勤特別職の公務員ではない。(任命行為を行えば、非常
	勤特別職の地方公務員となる。)。特段の事情がない限り、任命行為は
	行わない取扱い。原則として就任依頼をする。と整理されていること
	からです。
委 員	地教行法第29条の教育委員会の意見聴取について、この後に報告
	がありますが、整理していただきました。きちんとやっておいた方が
	良いのかと思います。
委 員	全課共通の「教職員等の研修の一般方針【第2条(13)】」につい
	て、議決は不要なもの(教育長専決)会議へ報告を要するもの欄は、
	項目名と同じ言葉が入っています。どのように違うのでしょうか。こ
	れは記載があるのでしょくか。記載するなら、後援申請の場合は教育
	長専決したものとか、新規・新規以外などと記載があるし、規則等の
	制定改廃においても要綱規程で事務的なものは教育長専決という決

	めがしてあります。記載するのであれば、そのように具体的な記載を
	していただきたいです。
委 員	教育総務課の教育委員会事務局職員の分限・懲戒処分・注意事項に
	ついて、懲戒も教育長専決でいいのかという、これは単なる疑問です。
委 員	地方公務員法に基づく、多分、懲戒処分になるのでここでこういう
	風に決めましたと懲戒処分であっても教育長専決にしましたと決め
	るならいいんですが、議決するのではなく報告を受けるだけです。教
	育長専決でこの基準の決裁をしたのであればよいのかもしれませんが
	が、懲戒処分まではどうなのかと思います。
委 員	これは単なる疑問ですが、教育委員会交際費とありますが、あま市
	は教育委員会の交際費なのですか。教育長交際費ではありませんか。
教育総務課長	予算上は教育委員会交際費という費目になります。
委 員	予算があるのですね。教育委員会交際費も予算執行の話なのであえ
	て規定する必要はないのでは。
教育総務課長	教育委員会として、基準に基づいて何かをしたりしております。
委 員	今まで報告していませんよね。
教育総務課長	今まで報告をしていなかったのですが、今回の改訂を機に報告をす
	るようにした方が良くと考えました。
委 員	そういうことで入れられたということですね。それはそれでいいで
	す。追加されたということですね。
委 員	事務局内ではっきりさせるために入れたということだと思います。
委 員	教育長専決と臨時代理をしっかりと整理するということをお願いし
	ます。
教育総務課長	委員の任免・委嘱については、再度調査をしまして整理したうえで
	改めてご報告をさせていただきます。
委 員	全部が全部、教育委員会で議決しなくてはいけないということでは
	ありません。別に教育長専決にさせていただいてもいいです。
教育総務課長	本日ご指摘いただいた内容を反映させたものを次回定例会でご報
	告します。

教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	(2)「教育に関する条例等作成時の市長から教育委員会への意見聴
	取実施要領について(報告)
教育総務課長	1. 概要
	市長部局から議会へ提出する条例等のうち、教育、学校、芸術、文
	化及びスポーツなど、教育委員会の所掌事務に係る条例等につい
	ては、議会へ提出する前の作成段階に教育委員会の意見を聴取しなけ
	ればならないと規定されている。本意見聴取については、教育長に事
	務委任されていない事務としているため、教育委員会定例会へ議題と
	して上程し、議論を行い、どのような意見を回答するか議決をする必
	要がある。市長部局から教育委員会への意見聴取について、必要な手
	続き及び様式について定める。
	2. 根拠法令 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31
	年法律第162号)
	第29条(教育委員会の意見聴取)
	地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る
	部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経る
	べき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見を聞か
	なければならない。
	3. 目的
	教育委員会は、地方公共団体の合議制の執行機関として独自の職務
	権限を有するものであるが、地方公共団体の一体的行政の推進を図る
	ため、歳入歳出予算を編成し、議会に提出すること、議会の議決を経
	るべき事件の議案を提出することなどは、市長に専属させられている
	ところである。地方における教育、文化の真の振興は、教育事務が地
	方公共団体の事務一般とよく調整され、他の事務と均衡を保ちつつ進
	められることによってはじめて可能であり、一般行政との調和を考え
	ないではかえってその健全な発展が阻害される。しかしながら、教育

教育総務課長	事務は専門化しており、かつ、地方行政において教育行政の占める比重は極めて大きなものであるとともに、教育行政の独立性、自主性を尊重するということ、さらに、歴史的には教育委員会がいわゆる予算案、条例案の二本建制度を有していたという経緯に鑑み、特に教育委員会の意見を聞くべきものとして、その意思の反映が法令において図られたもの。 4. 手順 ①－A市長部局が教育委員会所掌事務に係る条例の作成を企図する。 ①－B市長部局が教育委員会所掌事務に係る条例以外の作成を企図する。 ②－A市長部局から教育委員会（教育総務課他）へ条例の意見聴取を文書依頼する。 （様式1「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見の照会について」） ②－B市長部局から教育委員会へ条例以外の意見聴取を口頭依頼する。 ③教育委員会は依頼を受けた次回の教育委員会定例会で、議題にて上程し、議決する。 ④－A教育委員会は市長部局へ条例について回答することと議決した意見を文書回答する。（様式2「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見の照会について（回答）」） ④－B教育委員会は市長部局へ条例以外の回答することと議決した意見を口頭回答する。 ⑤教育委員会は議論及び結果の概要を会議録に記載する。 ⑥市長部局は教育委員会からの意見を勘案して条例等を作成する。 ⑦市長部局は当該条例等案を議会に提出する。 5. 留意事項
--------	---

教育総務課長	①特定の議案の一部であっても、特に教育事務に関するものは対象に含まれる。
	②間接的に教育事務に影響を及ぼすものであっても、一般的な財産管理条例案等、教育のみならず他の各部門に関する事務にも共通する一般的なものは対象に含まない。
	③教育に関する事務のうち、大学及び私立学校に関することは、市長が管理し、執行することとされ、教育委員会の所管から除かれている。
	6. 附則
	この実施要領は、令和8年4月1日から施行する。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	今回整理していただいたことで、丁寧な対応となるので、いいと思います。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	(3)「あま市学校等セキュリティポリシーの一部改正について(報告)」
教育総務課長	趣旨
	国において地方公共団体等におけるサイバーセキュリティを確保するための方針等に係る規定が令和8年4月1日に施行されるに伴い、教育委員会においてサイバーセキュリティを確保するための基本方針を定め、公開する必要がある。あま市情報推進課にてあま市すべての執行機関において適用する基本方針を総務省のガイドラインを基に作成したため、これを教育委員会の基本方針とする。
	内容
	基本方針の全部を改正する。
	施行
	令和8年4月1日から施行する。

	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	(4)「あま市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について(報告)」
教 育 部 次 長	前回の3月定例会に議題として上程させていただきましたもので表現等の変更をさせていただきました。1つ目は「1(1)計画の趣旨」であまっ子の学ぶ力を高めるという文言を修正しました。あと、令和6年度の本市の状況の在校時間の状況表のスタイルを少し修正しました。 その次のページにおいて、「行事の精選」という表現でこれ以上進めるのはいかななものかというご意見がありましたので、「行事の分散」という表現に改めています。 その次ですが、「4実施する業務量管理・健康確保の内容」の「(1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直しで、①学校以外が担うべき業務において、「登下校の通学路における日常的な見守り活動等について推進する」と表現を使っていましたが、学校以外が担うべき業務であることを示すため、もう少し強いニュアンスでいったらどうだというご指摘をいただいたので、文末において、「保護者・地域住民による通学路の見守り活動を促す」というように修正しました。 続いて、「(3)教育職員の健康及び福祉確保に関する取組」において、中黒6個目の「学校における定時退校日を月2回以上設定する」というのはそのままですが、続く「長期休業中の一斉閉校期間を5日間」の部分において数値の記載があったものを、祝日の関係で4日になる可能性がありますので、「数日間」という表現に修正しました。
	(以下概略を説明)
教 育 長	基本的に内容については、大きな変化はありませんが表現の仕方、数字等を前回の指摘を受けて変更したものです。
教 育 長	(質疑等を許可)

委 員	「４実施する業務量管理・健康確保措置の内容（１）「業務の３分類」
	を踏まえた業務の見直し①学校以外が担うべき業務」の登下校時の通
	学路における日常的な見守り活動等について意見を述べます。自分の
	かつての教員生活のうち小学校の経験がほとんどないもので分から
	ないところもありますが、現在は地元の大字の役員をやっているの
	で、色々と声があがってきています。
	地域の様子を見ると、小学校はスクールガードとして老人クラブの
	方が多く担ってくださっているのですが、なかなか人が集まらないと
	聞きます。他の地区はどうか分かりかねますが、私の住んでいる大字
	では９２歳の人もやっています。見守り活動の途中で倒れ
	たらどうするんだろうというような心配な方もやっています。
	やる人がいない、そういう状況の中で各学校が今どのような実
	態、実情なのか。学校が困っていることがあれば、何らかの対応を考
	えていかなければならないと思います。
委 員	学校とか学校運営協議会だけで解決できる問題であればいいので
	すが、例えば、広報誌で募集ＰＲをするとか、何か後押しをしてあげ
	る必要があるのではないのでしょうか。
委 員	私の住んでいる地区では、先日、大字役員の一人が老人クラブの会
	に来て、スクールガードをお願いだからやってくださいという宣伝を
	一生懸命にしていたそうです。しかし、それでも応募していただけた
	方は１人だけでした。
	そんな状況の中で、なかなかやり手がない状況が続いています。
	それは学校や学校運営協議会だけでは何ともならないので、地域でも
	募集していただいています、地域の方々がお願いしてますと言って協
	力をしていただける方を募っています。
	区の方でも謝礼も出そうと思っています。地域の方でもただ働きで
	すから、お茶代ぐらいは出してあげるといいなというような方向で今
	動いてますが、やり手がいなければこれが実現できないのですか
	ら、特にこの間も京都で児童がさらわれたか何かで事件に巻き込まれ

委 員	ました。そういうこともありましたので、必要なことかと思ひますのでぜひ後押しをしてあげる必要があると思ひます。ただそのためには実情を知らないといけないものですから、学校によって違ひでしょうし、どうやってスクールガードとかそういう方を学校がお願いしてるのか私もよく分らないです。だからその辺もどうひ実情か探つていただいて、ぜひこれが実現できるようにお願いしたいと思ひます。
委 員	多分、そういうものを何とかするためにコミュニティスクールにしているはずなんです。学校運営協議会を作りなさいと。だからそこからの働きかけが本当は必要というのを私は言っているんです。 上萱津地区では、先ほど、委員がおっしゃられたように学校運営協議会で働きかけを行つています。スクールガードの募集という案内をお願いする時に、学校に直接持つて行つてはなかなか配つてもらえないものですから、学校運営協議会に上萱津の方から1人、地域学校協働推進で入つていますのでその方から提案をしていただいて、チラシを学校から配つてくださひと。多分ほかの大字も同じような悩みがあるのではないかとと思ひます。だから学校全体の運営協議会全体の問題として取り上げてもらひように動いています。ただそれだけでなかなか応募がないとどうなるのか。
委 員	個人的なことを言ひますと、うちの孫は名古屋市に住んでいます。名古屋市では、保護者が送り迎えをします。地域なんて誰も手伝つてくれません。このままでは、あま市もそうなります。だけどそうならないために、多分、国とかは学校運営協議会を作つて、家庭、地域、学校で子供を育ててくださひと言っているのではないのでしょうか。あま市についてはコミュニティスクールにして地域でも育ててくださひという方針を出しているはずなんです。だからその辺りが住民の方にも、学校の先生方にも伝わつてないので、私は学校運営協議会そのものが時期尚早ではないかということはずつと言つてきたのですが、始まつてしまつているので、できるだけ機能させないといけません。 この後に学校運営協議会委員の報告もあるのですが、ずつと同じ人

委 員	がやっています。その場で言おうと思いましたが、形式的になっていないか、もう少しいろいろと広い目で学校も地域を見て、様々な方に
	委員をお願いするということを考えてもいいのではないかと思います
	す。とりあえず、あま市のようなところだったら、もう甚目寺地区は、
	自治会の加入率が低いので難しいかもしれませんが、多くの地域で
	は、まだ協力してくれるのではないかと思います。
委 員	自分もそう思います。どうそれをみんなに伝えていくかです。
委 員	登下校について学校以外にお願いしようというのは、以前ほかの会
	議で発言したところ、文科省も昔は当然学校の先生の仕事、登下校指
	導は学校の先生がやるんだという考えだったのを、最近になってひっ
	くり返したという反論をされました。そうではなく、昔から登下校は
	学校の責任範囲外であるとされていたのですが、そのような認識でい
	らっしゃるということです。今の働き方改革で先生方がそういう状況
	で忙しくブラックな状況であるなら、色々と協力してあげないといけ
	ない。教育委員会としては特にやってあげないといけないじゃないか
	とは思います。難しいところです。
委 員	この前、甚目寺東小学校の入学式に行ったら学校支援ボランティア
	について、保護者に対する説明がありました。その会長という方が入
	学式にいらっしゃっていて、その他にPTA会長も一緒にいらっしゃ
	っていて、保護者に対して説明をしていました。会長さんにチラシを
	もらいました。
	甚目寺東小学校が必要とすることに対して、学校支援ボランティア
	が保護者にボランティアの募集をし、制度の説明をしていました。例
	えば、プール指導の監視だとか、授業の補助員だとか、スクールガー
	ドのような登下校の見守りであるとか、その他にも学校行事、例えば、
	学校のキャンプなんかにボランティアとして保護者がついて行って
	飯盒炊飯のお手伝いをするだとか、そういう人手が必要なことにボラ
	ンティアを募集しているのだそうです。保護者にはその時々で自分が
	出られるものに出てくださいとボランティア募集していて、甚目寺東

委 員	小では何人かそういう人が集まっているのだそうです。出られる人が
	出られるときに、例えばこのときに出られる人はお手伝いをお願いし
	ますと声をかけて、お手伝いをしてもらおうということをやっていると
	お聞きしました。
委 員	前の甚目寺東小学校の校長である萩野先生が校長であるときに準
	備をすすめ、ご自身が退職されるときに仕組みを作ったとお聞きしま
	す。今、甚目寺小学校でもそういうことをやったらどうだと声がかけ
	られているそうです。甚目寺小学校のほうはできるかどうか分かりま
	せんが。
委 員	美和小学校にもあると以前聞きました。
委 員	お聞きしたときは、入学式ですから、新入生の保護者のほぼ全員が
	来ていらっしゃいます。そこでそういうチラシを配って、皆さんに協
	力を呼び掛けて、ボランティアの一員になってくださいと声をかけて
	いらっしゃいました。
委 員	甚目寺東小学校にそのような学校支援ボランティアがあるという
	ことをこのとき初めて知りました。以前はおやじの会というのが、学
	校にあるところもありましたが、コロナ禍を境におやじの会もだんだ
	んと人数が集まらなくなってきたと聞きました。
	先ほどの老人クラブでもスクールガードが集まらないと言われま
	したけど、そういうふうに関今、色んなところへ声をかけて、保護者で
	もこのボランティアなら出来る、これは出来ないけどこれぐらいの手
	伝いなら出来るという人をそれぞれ募集してやっているということ
	を聞きました。
	このように学校によっては、いろんな取組をやっているということ
	を知って、そういうことをほかの市内の学校にも、やれるかどうか分
	かりませんが声をかけて広めていったらいいのかなと思いました。
委 員	広く周知すれば手伝ってくれる方もいると思います。地域の人々、
	この場合、基本的に老人になると思います。ただし、老人クラブはど
	んどん閉鎖しているところも多いので、今はなかなか難しいですよ

	ね。
教 育 部 次 長	今年度は、学校運営協議会でも生涯学習課が持っているボランティア団体を学校により多く繋げないかということでシニアアドバイザーが学校運営協議会で話題にさせていただいておりますので、そういった今年1年間出来るところからでも働きかけていけないかという話は出ています。
教 育 長	老人会についても、議会でそういう話題が出たのですが、高齢で難しいというのも重々承知しております。
	地域によってはボランティアで育てる甚目寺東小学校のようなやり方をしている学校もあれば、また違うやり方をしている学校もありますので、またそういう取組を校長先生方で情報交換しながら、それぞれの学校でより良い、それぞれの学校に合った見守りの人の増やし方というのを探ってもらえるといいと思います。
	保護者にやってもらうことも忙しいことは承知をしておりますが、仕事を持っている人が多いので、でも通学は保護者の責任でお願いしたいという思いもあります。また、校長会でもこのような話があったことを伝えたいと思います。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	(5)「令和8年4月1日付け教育委員会教育長の異動(再任)について(報告)」
教育総務課長	令和8年3月31日の任期満了に伴いまして、令和8年あま市議会3月定例会におきまして、令和8年3月5日付にて同意され、あま市教育委員会教育長として伊藤克仁氏が再び任命同意されました。
	任期としましては、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間となります。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)

教 育 長	(6)「後援申請について(報告)」報告6件
教育総務課長	①「第63回道徳教育研究会(海部津島モラロジー事務所)」(学校教育)
	事業目的は、道徳教育を柱とする研究会を通じて学校地域家庭などにおける心の教育の充実と発展に寄与することです。
	事業内容は、道徳教育を柱とする研究会を通じて学校地域家庭などにおける心の教育の充実と発展に寄与することです。
	後援名義の必要な理由及び使用目的は、多くの教育に関心のある方に参加を求めるとのことです。
	開催期間は、令和8年7月31日(1日間)です。
	開催場所は、あま市美和文化会館です。
	参加者は、海部地域の教育に関心のある方です。
	参加料は、無料です。
	(以下概略を説明)
教育総務課長	令和7年4月に許可実績があるため教育長専決として許可しております。
教育総務課長	②「障がいのある方のためのしごと・せいかつフェア2026(あま市障がい者支援協議会)」(生涯学習)
	事業目的は、障がいのある人が、全てのライフステージにおいて、あま市で安心して暮らし続けるための「はたらく場」「くらす場」の情報発信を行うことにより、雇用の促進・福祉事業や制度への理解を図ることです。
	事業内容は、別紙参照のことです。
	後援名義の必要な理由及び使用目的は、障がいのある人に働く場などの情報発信を行うことにより、雇用の促進・福祉事業や制度への理解を図ることを目的とし、ついでに障がい者福祉の増進につながるためです。
	開催期間は、令和8年5月9日(1日間)です。
	開催場所は、あま市美和文化会館です。

教育総務課長	参加者は、あま市の障がいのある人及びその保護者、各小中学校特別支援学級児童・生徒、佐織特別支援学校及びその他関係機関等 200 人です。
	参加料は、無料です。
	(以下概略を説明)
教育総務課長	令和 7 年 3 月に許可実績があるため教育長専決として許可しております。
教育総務課長	③「第 2 2 回わんぱく相撲海部津島場所（一般社団法人海部津島青年会議所）」(生涯学習)
	事業目的は、国技である「相撲」を通じて、子供たちに他者を尊重する礼儀礼節を習得し新進の鍛錬と増進を図り、そして地域の責任ある大人が協力しその環境を育んでゆくことを目的として開催しますとのことです。
	事業内容は、開催要項詳細とのことです。
	後援名義の必要な理由及び使用目的は、後援を得ることによって、大切な日本の伝承がスムーズに行え、多くの人々に事業の趣旨を理解して頂き、参加していただく事が理解できるとのことです。
	開催期間は、令和 8 年 5 月 23 日（1 日間）です。
	開催場所は、津島錬成館です。
	参加者は、西尾張地域に在住する小学生男女 144 名です。
	参加料は、無料です。
	(以下概略を説明)
教育総務課長	令和 7 年 3 月に許可実績があるため教育長専決として許可しております。
教育総務課長	④「ハワイアンキルト作品展 2026（ハワイアンキルト）」(生涯学習)
	事業目的は、制作してきたハワイアンキルトの作品を展示発表するとのことです。
	事業内容は、ハワイアンキルトの展示・発表とのことです。

教育総務課長	後援名義の必要な理由及び使用目的は、キルト展の一般参加者への呼びかけ、ハガキに名称を入れるためとのことです。
	開催期間は、令和8年7月11日から7月12日（2日間）です。
	開催場所は、七宝焼アートヴィレッジです。
	参加者は、愛知県の一般200人です。
	参加料は、無料です。
	（以下概略を説明）
教育総務課長	令和7年3月に許可実績があるため教育長専決として許可しております。
教育総務課長	⑤「第17回「はたらく人にありがとう」メッセージ募集（東海労働金庫津島支店）」（生涯学習）
	事業目的は、働いている人（お父さん、お母さん、上司、部下、店員さんなど）、働いてきた人への感謝の気持ちを込めたメッセージを募集しますとのことです。
	事業内容は、はたらく人を応援する金融機関として、寄せられた感謝の言葉をはたらく人に発信し励みにしていただくとのことです。
	後援名義の必要な理由及び使用目的は、メッセージ募集チラシに掲載し、東海3県の小中学生からの募集を募るためとのことです。
	開催期間は、令和8年7月1日（水）から令和8年9月30日（水）当日消印有効です。WEB応募の場合は、令和8年9月30日（水）の24時が応募期限です。令和8年12月末の大賞作品新聞掲載をもって、事業終了となります。
	開催場所は、東海労働金庫 本支店です。
	参加者は、愛知県・岐阜県・三重県です。
	参加料は、無料です。
	（以下概略を説明）
教育総務課長	令和7年3月に許可実績があるため教育長専決として許可しております。
教育総務課長	⑥「税に関する絵はがきコンクール（一般社団法人津島法人会）」（そ

教育総務課長	の他)
	事業目的は、税を正しく理解し、税に対する関心を高めるとのことです。
	事業内容は、税を学習し、知識・感想を絵はがきに表現するとのこととです。
	後援名義の必要な理由及び使用目的は、事業内容の信頼性とのこととです。
	開催期間は、令和8年4月20日から令和9年2月10日（297日間）です。
	開催場所は、津島市・愛西市・あま市・大治町・蟹江町・飛島村・弥富市全小学校です。
	参加者は、海部地域の学生（小学6年生）約2,600人です。
	参加料は、無料です。
	(以下概略を説明)
教育総務課長	令和7年3月に許可実績があるため教育長専決として許可しております。
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	(7)「令和8年度あま市学校運営協議会委員の任命について(報告)」
教育総務課長	各学校から提出されたものを挙げており、任命いたします。
	(以下概略を説明)
教 育 長	本年度予定ですが、次年度から委員へ報酬を出す予定をしております。他の市町村ではもう随分進んでいて、あま市近辺で津島市と北名古屋市とあま市が報酬を出しておりません。国も通知、要領等が出さなければならないと謳ってますので、出す方向で今年度動いていきます。その関係で、人数を絞るところも出てくるかと思いますがご承知ください。今年1年にかけてニーズについても検討していきます。
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)

教 育 長	(8)「令和8年度社会教育委員の委嘱について(報告)」
生涯学習課長	令和8年3月定例会において承認いただきました社会教育委員で
	すが、人事異動変更による確定により、小中学校校長代表を正則小学
	校長 齋藤由紀代校長を委嘱するものです。
	任期は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までが任期と
	なります。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	(9)「あま市スポーツ推進委員の委嘱について(報告)」
スポーツ課長	あま市スポーツ推進規則に基づき、改選のため令和8年4月1日か
	ら令和10年3月31日までの任期で別紙のとおり委嘱いたしました。
	なお、名簿に破線のある2名の方は新規者となり、計22名のス
	ポーツ推進委員になります。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	(10)「令和8年3月議会(一般質問)について(報告)」
教 育 部 長	令和8年3月議会の一般質問では、教育関係について5人の市議か
	ら合計5件の質問を受けました。その概要を報告します。詳細につい
	ては、ウェブサイトでもご確認いただけます。
教 育 部 長	I 野中幸夫議員から質問を受けました。
	1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律にもとづく意見聴取に
	ついて
	(1) 子どもがつくる弁当の日条例について
	①地教行法29条は市長が条例提出の際に教育委員会の意見を聴く
	ことになっているが、行政文書を保存していないのは何故か
	以上の質問に対し、「市長答弁 本条例につきましては私の市長選
	挙の公約に掲げ、市民の皆様にお約束した政策を具体化するものでご

教 育 部 長	ざいます。この条例の作成にあたりまして、議員ご指摘の地方教育行政
	の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、教育委員会
	に対して意見聴取を行うこととなっております。意見聴取にあたって
	の具体的な方法・手続きについては、法律に定めがありませんので、
	私から口頭で、教育長に対して、教育委員会の意見聴取をしていただ
	くように依頼をしております。なお、今後においては、地方教育行政
	の組織及び運営に関する法律第 29 条による意見聴取が必要となる
	条例などの議案の作成にあたっては、意見聴取の手続きをより一層明
	確化していくという観点から、私から、文書で、教育委員会に対して
	依頼をしていく運用に改めてまいりたいと考えておりますのでよろ
	しくお願いいたします。」と答弁しました。
	②令和 7 年 11 月 14 日の教育委員会定例会では、市長から教育委員
	会への意見を聴く公文書が保有されていないのに、説明されているの
	は何故か
	以上の質問に対し、「本条例につきましては 11 月 14 日の教育委
	員会定例会までに市長との条文案の調整を 4 回行っております。その
	中で口頭により教育長に対し意見聴取が求められたことから、公文書
	は存在しませんが、教育委員会の定例会において議案とし、市長から
	の意見聴取に対する審議を行ったものであります。これについては、
	会議録に記載があります。」と答弁しました。
	③教育長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に基
	づく意見を教育委員の方々に求めている。市長部局は公文書を保有し
	ていないのに何故これができるのか。教育委員会で承認された意見を
	市長に文書で回答しているのか
	以上の質問に対して、「先ほどの答弁と重なりますが、地方教育行政
	の組織及び運営に関する法律第 29 条に基づく意見聴取にあたって
	の具体的な方法・手続きについては、法律に定めがありません。教育
	委員会への意見聴取につきましては、市長から口頭で求められたこと
	から、令和 7 年 11 月 14 日の教育委員会定例会において意見聴取を

教 育 部 長	行ったものであります。また、１１月１４日の教育委員会定例会で承認されました条例案につきましては、教育長から市長への報告も口頭であったため、文書による回答をしておりません。但し、教育委員会の会議録には記載があります。」と答弁しました。
	④情報公開で開示された文書では弁当の日の担当課として教育部と
	なっている。何故か
	以上の質問に対し、「情報公開による開示した文書に、担当課が教育部と記載されているのは、「弁当の日」の取組が長年にわたり各学校において教育活動の一環として実施されてきたことから、本条例案の内容の整理や原案作成などの事務的作業を、教育部において行ったためであります。本条例の議会提出権者は市長であり、議案としての最終的な決定及び提出は市長の権限において行われております。教育部は、その過程において一部の事務を担ったものであります。」と答弁しました。
教 育 部 長	Ⅱ毛利尚義議員から質問を受けました。
	１いじめ対応について
	（１）いじめ防止基本方針について
	①いじめと疑われる行為があった際、子どもや保護者が相談できる先を伺います
	以上の質問に対し、「いじめ事案につきましては、子どもや保護者が直接声を上げる対象として、学級担任や養護教諭をはじめとした教職員が学校での相談窓口になっております。子ども自身がＳＯＳを発する間接的手段としては、毎日タブレット端末から心の天気が記録できるアプリ「スクールライフノート」や定期的実施される「生活アンケート」、人権擁護委員につながる「子どもの人権ＳＯＳミニレター」があります。その他公的機関としては、子どもや保護者の来所相談・電話相談に応じる本市教育相談センター、地域の児童委員、愛知県総合教育センターや、市役所学校教育課等に相談することもできます。」と答弁しました。

教 育 部 長	②学校の先生にいじめの相談があった場合の流れを伺います
	以上の質問に対し、「教職員がいじめの相談を受けた場合、当該教職員は速やかに学年主任や生徒指導主任、管理職を含む複数の教職員で
	情報共有し、緊急対応の要否の判断を行います。その後、生徒指導部
	会や相談部会、学年部会等や、「学校いじめ対策組織」で情報共有をし
	ます。校長はじめ複数の教職員等によって構成される学校いじめ対策
	組織は、必要に応じて状況を確認します。いじめと確認された場合は、
	速やかにいじめが終息するよう、被害児童生徒の保護者、加害児童生
	徒への指導、保護者への連携等の対応方針を決定します。なお、重大
	事案は直ちに教育委員会へ報告されます。」と答弁しました。
	③スクールカウンセラーにいじめの相談があった場合の流れを伺い
	ます
	以上の質問に対し、「スクールカウンセラーは、相談者の意向を確認
	しつつ、学校と連携していじめの解消に向けた支援を行います。」と答
	弁しました。
	④学校いじめ対策組織にいじめの相談があった場合の流れを伺いま
	す
	以上の質問に対し、「学校へのいじめの相談は、当該学校の教職員が
	相談受付窓口となるため、学校いじめ対策組織は、直接対外的な相談
	を受けるものではありません。」と答弁しました。
	⑤教育委員会にいじめの相談があった場合の流れを伺います
	以上の質問に対し、「教育委員会がいじめの相談を受けた場合、当該
	学校の管理職へ連絡し、対応について依頼し、具体的な対応は学校が
	行います。そして、学校から重大事案として報告を受けたときには、
	当該学校に対し必要な支援を行い、もしくは必要な措置を講ずること
	を指示します。また、重大ないじめ事案と認定された場合、いじめを
	行った児童生徒の保護者に対して学校教育法第35条第1項の規定
	に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずるとともに保護者を含め厳
	重な注意を行います。」と答弁しました。

教 育 部 長	⑥教育相談センターにいじめの相談があった場合の流れを伺います
	以上の質問に対し、「教育相談センターがいじめの相談を受けた場合、先程の答弁と同様に、当該学校の管理職へ連絡し、対応について依頼をし、具体的な対応は学校が行います。教育相談センターは、学校と連携しながら、児童生徒への心理的なサポートを行います。」と答弁しました。
	⑦いじめか否かの判断をどこが行っているのか伺います
	以上の質問に対し、「いじめであると明らかな場合は、生徒指導にかかわる部会で判断することが一般的ですが、最終的には学校長に報告した上で判断されます。」と答弁しました。
	⑧本市におけるいじめの定義を伺います
	以上の質問に対し、「いじめ防止対策推進法第2条及び本市教育委員会が策定しております「あま市いじめ防止基本方針」において、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義をしております。なお、いじめの定義にかかる用語の解釈及び留意点については、国が「いじめの防止等のための基本的な方針」で示しております。」と答弁しました。
	⑨汚い、臭いと言われることは、いじめに該当するか伺います
	以上の質問に対し、「状況と背景を確認した上で、いじめの定義に照らして判断いたします。」と答弁しました。
	⑩椅子を蹴られることは、いじめに該当するか伺います
	以上の質問に対し、「先ほどの答弁と重なりますが、状況と背景を確認した上で、いじめの定義に照らして判断いたします。」と答弁しました。
	⑪本人が呼ばれたくないあだ名で呼ばれることは、いじめに該当するか伺います

教 育 部 長	以上の質問に対し、「先ほどの答弁と重なりますが、状況と背景を確認した上で、いじめの定義に照らして判断いたします。」と答弁しました。
	(2) S E Lについて
	①ソーシャルエモーショナルラーニング (S E L) をどのようなものだと認識しているか伺います
	以上の質問に対し、「日本語で「社会性の情動の学習」と訳され、人と良好な関係を築くための社会的能力、いわゆるソーシャルスキルや自分自身と他者の感情や考えに気付き、理解し、自分の感情をコントロールして適切に対応する等の非認知能力を伸ばす心理教育プログラムであると認識しております。」と答弁しました。
	②あま市において導入する考えはないか伺います
	以上の質問に対し、「これまでの本市の学校現場で取り組んできた各種のソーシャルスキルトレーニングや道德教育は、自己の捉え方と他者との関わり方を基盤として、社会性に関するスキル・態度等を身に付ける取組みであり、S E Lの定義する心理プログラムと同等であるものと捉えております。」と答弁しました。
教 育 部 長	Ⅲ石田良雄議員から質問を受けました。
	1 学校給食について
	(1) 学校給食の今後について
	①給食無償化になれば、何がどのように変わるのかを伺います
	以上の質問に対し、「給食費の無償化については、子育て世帯の経済的負担を軽減することと、地域間の教育環境の格差を是正することにより、物価高騰が続く中で家計を支援し、子どもの貧困対策にも繋がる政策として実施されます。また、学校におきましては、給食費の管理、徴収、未納対応といった事務作業が削減され、教職員の業務負担が軽減されと考えております。」と答弁しました。
	②国・県の支援基準額を超えた場合は、どのようになるのか伺います
	以上の質問に対し、「国・県が創設した「給食費負担軽減交付金」に

教 育 部 長	より、小学校の給食費について月額５，２００円が負担されることが決定されました。本市の給食費は、この基準額を超えるため、その超過分について、令和８年度は、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用して、小学校の不足分に加え中学校も含めて給食費無償化を実施するための予算を計上しております。令和９年度以降は、国や県による交付金が実際にかかる給食材料費より不足する場合には、基準額を超える分について、今後財源の検討をしていく必要があります。」と答弁しました。
	③現在の物価高騰による有機農産物の給食はどのようになっていくのか伺います。
	以上の質問に対し、「現在の物価高騰の影響により、有機農産物を含む給食材料費についても価格が上昇しております。しかしながら、本市としましては、限られた予算の中で、年３回、有機農産物を使用した給食の提供を継続してまいります。来年度の予定としましては、１回目は５月頃、２回目は「有機農業の日」である１２月８日、３回目は全国学校給食週間の１月末頃に実施する予定となっております。これらの取組は、児童生徒に対してＳＤＧｓの観点から環境負荷の少ない有機農産物の重要性や地域農業への理解を深める貴重な機会となっていると考えております。」と答弁しました。
	④物価高騰の対応として、食べ残し（残食）の削減によるコストダウンする取組はしているのか伺います
	以上の質問に対し、「学校給食センターでは、月に１回、献立検討会を開催し、そこで月ごとの残食量を集計し、残食量が少ない学校から残食量を減らすための取組を検討会で紹介してもらうなど、学校間の情報共有を図り、残食量の削減に向けた取組を行っております。具体的な取組としましては、学校により異なりますが、児童生徒による給食委員会を通じて、「残さいゼロキャンペーン」「からっぽウィーク」「からっぽデー」などと題し、残食を減らす取組を行っております。また、児童生徒が残食を減らすためのポスターを作成したり、給食だ

教 育 部 長	よりや教職員向けに食育メッセージを発行し、啓発を行っております。」と答弁しました。
	⑤地場産物等の活用についてどのようにとらえ考えているか伺います。
	以上の質問に対し、「本市の学校給食において、地場産物を使用することで、児童生徒が地域農業への理解を深め、食への関心が高まるものと考えております。学校給食では、毎月「食べよう愛知の野菜」として、毎月2品目を海部地域や愛知県内で作られた野菜に限定し、物資選定委員会を通して給食に取り入れております。今後も、地場産物を積極的に取り入れて食育推進に努めてまいりたいと考えております。」と答弁しました。
	⑥鮮度と安全性向上と地域活性化のためにも地元農家から直接仕入れをする考えはあるか伺います。
	以上の質問に対し、「直接仕入れをするためには、本市給食用物資納入業者登録申請要領により、給食用物資納入業者として登録をすることで、物資選定委員会、いわゆる入札に参加することができます。しかしながら、現在、学校給食センターでは、保育園給食を含め1日9,300食の給食を提供しており、1軒の農家で給食に使用する全ての野菜を確保することは困難であると考えております。」と答弁しました。
	⑦学校給食における農水省の方針について目標計画策定をする考えはあるのか伺います。
	以上の質問に対し、「農林水産省では、学校給食における地場産食材の活用や有機農産物の導入、食育の推進など、様々な方針が示されており、本市としましても、これらの方針の趣旨を十分に理解し、「食べよう愛知の野菜」というテーマを設けて、毎月2品目の海部地域や愛知県内産の野菜を給食メニューに取り入れて提供するなど、農林水産省の方針に基づいた取り組みを行っておりますので、市独自の目標計画を策定することは、現時点では検討しておりません。」と答弁しました。

教 育 部 長	た。
教 育 部 長	IV前田豊光議員から質問を受けました。
	1 あま市のスポーツ事業について
	(1) あま市スポーツ団体について
	①スポーツ協会に加盟している連盟団体名と登録人数は
	以上の質問に対し、「あま市スポーツ協会に加盟している連盟団体
	は、令和7年4月1日現在で、軟式野球連盟（262人）ソフトボー
	ル協会（458人）ママさんバレーボール連盟（80人）など合計、
	21の連盟団体があり、登録人数は、2,365人となります。」と答
	弁しました。
	②スポーツ少年団に加盟している連盟団体名と登録人数は
	以上の質問に対し、「あま市スポーツ少年団に加盟している連盟団
	体名は、令和7年4月1日現在で、スポーツ少年団軟式野球連盟（1
	54人）少年サッカー連盟（242人）バスケットボール連盟（34
	人）など合計、10の連盟団体があり、登録人数は550人となりま
	す。」と答弁しました。
	(2) あま市スポーツ施設について
	①公共施設再配置計画では美和公民館は第2期に解体予定となっ
	ている。現在美和公民館をスポーツ利用している団体数とそれぞれの登
	録人数は。また介護予防トレーニング室の令和7年度の利用状況と月
	平均利用人数は
	以上の質問に対し、「現在美和公民館を定期的にスポーツで利用し
	ている団体数は、5団体となります。それぞれの登録人数は、あま市
	卓球クラブ27人（スポーツ協会加盟）美和レディース卓球クラブ2
	6人（スポーツ協会加盟）美和クラブ（バレーボール）39人（スポ
	ーツ協会加盟）美和卓球クラブ48人（スポーツ協会加盟）全日本空
	手道連盟和道会37人8スポーツ協会加盟」合計、177人となりま
	す。美和介護予防トレーニング室の令和7年度における利用状況は、
	10時から21時までの利用で、令和8年1月末現在、稼働日数は2

教 育 部 長	57日、月平均の利用人数は1,067人となっております。」と答弁
	しました。
	②美和公民館を体育館として利用していたが、体育館として建て替える計画はないか
	以上の質問に対し、「美和地区の体育館としての建て替えにつきましては、本市公共施設再配置計画及び本市公共施設等総合管理計画により、建て替え計画はありません。」と答弁しました。
	③スポーツ課が管理している、グラウンド、体育館、研修室等は
	以上の質問に対し、「現在スポーツ課が管理しているグラウンド等は、七宝グラウンド、七宝鷹居グラウンド、美和グラウンド、蜂須賀グラウンド、森グラウンド、森遊水地グラウンド、七宝テニスコート、美和テニスコート、甚目寺テニスコート、川部ゲートボール場、宝ゲートボール場、美和ゲートボール場、西今宿ゲートボール場、森ゲートボール場となります。次に、体育館は、七宝総合体育館、甚目寺総合体育館の2体育館となります。そして、研修室等につきましては、七宝総合体育館のミーティング室が2カ所、甚目寺総合体育館の会議室が2カ所、ミーティング室が1カ所となります。」と答弁しました。
	④現在スポーツ課で管理している施設及び備品の利用金額は
	以上の質問に対し、「スポーツ課が管理している施設の利用金額は、あま市体育施設条例に定めており、体育館やグラウンド、テニスコート、ゲートボール場は、利用する施設の面積や夜間照明、備品の利用により金額が異なります。その他に、七宝総合体育館、甚目寺総合体育館の両体育館では、空調の有無、卓球室の有無などにより備品の使用金額に違いがあります。使用金額が最も高い施設は、甚目寺総合体育館メインアリーナの夜間全面4時間利用で12,220円です。また、最も安い施設は、七宝・美和テニスコートで1面2時間200円です。」と答弁しました。
	⑤現在の使用時間帯の変更をする事はできないか
	以上の質問に対し、「使用時間帯の変更につきましては、一部の利用

教 育 部 長	団体より 4 時間の使用時間は長いとの意見をいただいておりますので、他の利用団体のご意見もいただきながら、他自治体の利用時間も参考に調査したいと考えております。」と答弁しました。
	(3) あま市スポーツ事業の今後について
	①以前は地域スポーツ委員会があり、各地区で事業をやっていたが、現在は市主導の事業がないができないか
	以上の質問に対し、「地区単位でスポーツ事業を市主導では考えておりませんが、スポーツ推進委員会や特定非営利活動法人あまスポーツクラブが主導となって本市全体のスポーツ事業ができるよう推進を図ってまいります。」と答弁しました。
	②NPO法人あまスポーツクラブがあるが、住民の方の参加者が少ないように思われるが、どのように考えてみえるか
	以上の質問に対し、「NPO法人あまスポーツクラブが主催する事業のうち、ヨガ、ボクシングエクササイズは毎年参加者が多く、親子体操教室が少ないと聞いております。参加者が少ない事業につきましては、スポーツをしたことが無い方の新たな発掘につながりますので、良い面もあると考えております。しかしながら、魅力のある事業を増やしていかなければならないと考えておりますので、参加者の少ない事業については、ニーズの検討ができるように適宜情報交換をしていきたいと考えております。」と答弁しました。
	③スポーツ施設に指定管理者制度を導入しNPO法人を指定管理者にする気持ちはないか
	以上の質問に対し、「指定管理者制度の導入につきましては、官公庁に無い民間のアイデアを活用した市民サービスの向上、効率的な管理運営によるコスト削減のほか、本市の財政状況も踏まえ、検討する必要があると考えております。」と答弁しました。
教 育 部 長	V横井敏夫議員から質問を受けました。
	1 あま市の教育施策について
	(1) 全国学力・学習状況調査について

教 育 部 長	①国語・算数の正答率、市平均、全国平均との差を教科別に。また、その傾向を
	以上の質問に対し、「「全国学力・学習状況調査に関する実施要領」
	の「調査結果の取扱いに関する配慮事項」において、平均正答数や平均正答率等の数値について、一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表等を行わない事となっております。今年度の全国学力・学習状況調査における国語と算数の正答率につきましては、全国平均は文部科学省より公表されておりますので、お答えをさせていただきます。小学校の全国平均の正答率につきましては、国語は67.0%、算数は58.2%となっております。中学校の全国平均の正答率につきましては、国語は54.6%、数学は48.8%となっております。本市でも数値での公表をしていないため、大まかな状況で示しますと、市平均との差につきましては、小学校では、国語・算数ともに全国平均よりやや下回っており、中学校では、国語・数学ともに全国平均と同程度となっております。本市の傾向としましては、今年度の調査の特徴として、目的に応じて、文章と図表などを結び付けるなどして必要な情報を見つけ、まとめて表現することが苦手であると分析できております。これは、「語彙力・表現力・読解力の不足」が原因の1つであると考えられます。」と答弁しました。
	②記述式問題・活用問題の正答率について、課題分析を含めて説明を
	以上の質問に対し、「先ほどの答弁と重なりますが、平均正答率等について、公表等を行わない事となっておりますので、答弁を控えさせていただきます。課題につきましても、学校ごと学年ごとに、差異がございますので一概に理由を述べることは難しいと考えております。」と答弁しました。
	③学校間のばらつきがあれば、その状況は
	以上の質問に対し、「先ほどの答弁と重なりますが、一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表等を行わない事となっておりますので、答弁を控えさせていただきます。」と答弁しました。

教 育 部 長	(2) 不登校児童生徒数について
	①令和3年度から令和5年度までの不登校児童・生徒数の推移は。できれば小中学校別に
	以上の質問に対し、「不登校児童・生徒数につきましては、小中学校個別の件数は公表しておりませんので、市内全ての小学校、中学校の長期欠席児童・生徒をお答えします。直近3年間の長期欠席児童・生徒数は、令和4年度小学校121人、中学校170人、合計291人、令和5年度小学校176人、中学校199人、合計375人、令和6年度小学校153人、中学校233人、合計386人でした。」と答弁しました。
	②増減の要因について、教育委員会としてどう分析しているか
	以上の質問に対し、「長期欠席者数の増加要因としては、コロナ禍で人と関わる機会が少なかった時に、自分の感情をうまく表現することや、人と関わるのが苦手な児童生徒が増えたのではないかと考えております。また不登校に対して、社会的な受け止められ方が寛容になってきたことも要因のひとつになっているのではないかと考えております。」と答弁しました。
	(3) 特別支援教育について
	①特別支援学級の在籍者数の推移と支援員の配置状況は
	以上の質問に対し、「直近3年間の市内特別支援学級の在籍者数とその子どもへの支援員（スクールサポーター）として配置している教職員補助員及び特別支援教育補助員の配置状況につきましては、令和4年度が299人に対し76人、令和5年度が331人に対し77人、令和6年度が372人に対し95人となっております。」と答弁しました。
	②現場からの支援ニーズとの乖離はないか
	以上の質問に対し、「スクールサポーターは、学校規模や特別支援学級の人数やクラス数を考慮して配置しているため、支援ニーズと乖離しているとは考えておりません。」と答弁しました。

教 育 部 長	(4) I C T活用状況について
	① 1人1台端末の授業での活用頻度(週3回以上の割合など)を示されたい
	以上の質問に対し、「本市では、小中学校でのタブレット端末の活用割合について毎年調査を実施しており、令和7年度の調査結果で申し上げますと、小学校で平均64.6%、中学校で平均79.3%、全校平均で72.0%でありました。調査方法につきましては、全校全学年で9月1日から9月30日までの期間中の2日間のうち、総授業時間数とタブレット端末活用授業時間数の比較をすることにより、タブレット端末を活用した授業時間の割合を求めています。」と答弁しました。
	②教員のI C T研修受講率と、学校間の差は
	以上の質問に対し、「本市では、教職員向けのI C T研修として「教職員向けI C T活用研修」を行っております。本研修は、年2回開催され、参加者が自校において伝達講習を行うことを前提としたものであり、市内17小中学校すべてが参加しております。本研修以外にも、各校に対しI C T支援業務を月2回実施するなど、教職員の資質向上と学校間の差が生じないように努めております。」と答弁しました。
	③ネットワーク環境の課題はあるか
	以上の質問に対し、「本市の学校におけるネットワーク環境につきましては、主に児童生徒が学習活動で使用する「G I G A系ネットワーク」と、教職員が校務処理等で使用する「校務系ネットワーク」の二系統を整備し、運用しております。現在のところ、授業運営に支障は生じておらず、概ね安定した運用ができております。家庭でのネットワーク環境につきましても、令和7年9月のクラウドフィルタリングの導入により、全児童、生徒が家庭でインターネット接続を伴うタブレット端末の活用ができる環境が整いました。無線によるインターネット接続環境がない、または接続環境はあるが家庭学習に十分でない家庭に対し、モバイルW i F i ルータを無償で貸し出す制度を設け

教 育 部 長	ることにより、家庭におけるＩＣＴ機器を活用した学習環境を整えて
	おります。」と答弁しました。
	(５) 教員の働き方・人員体制について
	①教員の時間外勤務の状況についての把握状況は
	以上の質問に対し、「教職員の時間外勤務の状況につきましては、毎
	月教育委員会定例会において、月に４５時間以上の時間外勤務を行っ
	た場合、その理由を把握した上で報告をしております。」と答弁しまし
	た。
	②代替講師が確保できなかったことがあれば件数、理由は
	以上の質問に対し、「本市で療養休暇、産後休暇及び育児休業等で教
	職員の欠員が生じ、代替の講師が確保できていない人数は、令和８年
	２月時点で１７人となっております。うち、短時間の休暇である等の
	理由で、海部教育事務所等に講師の補充を依頼せず学校内で対応して
	いるケースが約半数あります。対応内容は、小学校の場合は、担任を
	持っていない教職員で不足を補うことが多く、中学校の場合は、教科
	担任制であるため、その教科の教職員が授業数を増やして授業日数の
	確保をしている状況となっております。常勤講師の補充を依頼しても
	配置されにくい理由としましては、年度途中で常勤の講師として登録
	をする人が少ないという現状があります。」と答弁しました。
	③部活動地域移行の進捗状況と課題は
	以上の質問に対し、「現在、国は、「地域移行」から「地域連携・地
	域展開」と変更をしておりますが、本市では、令和７年４月より、部
	活動地域連携モデル事業として、美和中学校、甚目寺南中学校の２校
	の柔道部に、地域の指導者を部活動指導員として配置し、技術指導を
	行っております。今年度のモデル事業を経て抽出された課題は、部活
	動顧問の協力体制であるとか、受益者負担金の徴収などが挙げられま
	す。令和８年度以降も、モデル事業を継続・拡充しながら、段階的に
	地域展開に向けて取り組んでまいります。」と答弁しました。
	(６) 重点支援校制度の導入について

教 育 部 長	①学力調査の結果をもとに重点校を指定できないか
	以上の質問に対し、「重点支援校とは、教育委員会が独自の目標や計画を持つ学校に対し、予算、人事、カリキュラム面で集中的な支援を行う制度であり、例えば東京都の高等学校で行っている「進学指導重点校」などを指しているかと思います。難関大学への進学実績や先進的な教育内容の強化が目的で、近隣他校への波及効果が期待されます。しかしながら、公立の小中学校は義務教育となりますので、集中的な学習支援は義務教育の趣旨にそぐわないものと考えます。」と答
	弁しました。
	②学習支援員の重点配置は
	以上の質問に対し、「スクールサポーターの配置基準を既に定めており、学習調査の結果をもとにスクールサポーター等の学習支援員を重点配置し、学力向上のための学習指導をすることは考えておりません。」と答弁しました。
	③外部講師による補充学習は
	以上の質問に対し、「学力向上を目的とした補講を含む外部講師による学習については、各校が必要と判断した場合に、学校配当予算の範囲で実施することは妨げるものではありませんが、本市が一律に外部講師による補充学習を企画することは考えておりません。」と答弁
	しました。
	④記述式・活用問題に特化した指導法の導入は
	以上の質問に対し、「学校では、普段の授業や、総合的な学習の時間の中で、記述式・活用問題に関する学習をしています。また、全国学力学習状況調査の結果を受け、子ども達の理解が不足している分野等を把握し、指導方法の改善に努めております。学校からは、記述式活用問題に特化した指導法導入の要望を受けておりませんので、現在のところ、記述式・活用問題に特化した指導法を導入する予定はありません。」と答弁しました。
	(7) ICT活用推進プランの策定について

教 育 部 長	①教員研修の年間計画化はあるか
	以上の質問に対し、「市教育委員会主催の教員研修としましては、年
	間計画として位置付けられている「あま市ティーチャーズカレッジ」
	があります。本研修は、現職教育の資質向上を目的に、学校現場で話
	題や課題となっている事象をテーマとして、夏季休業期間中に集中講
	座として開催しており、ＩＣＴ活用についても取り上げております。
	今後も、学校現場のニーズを踏まえながら、研修を開催していきたい
	と考えております。」と答弁しました。
	②授業モデルの市内共有はできないか
	以上の質問に対し、「各小中学校のＩＣＴ担当教職員が参加する「Ｉ
	ＣＴ部会」があり、教職員会の中で情報交換の場として活用されてお
	ります。本部会では、ＩＣＴに関するミニ研修会の開催や、各校にお
	けるＩＣＴ活用の実践事例等の共有が行われており、市内での共有は
	図られているものと認識しております。」と答弁しました。
	③生成ＡＩの教育利用ガイドライン作成は
	以上の質問に対し、「生成ＡＩの活用につきましては、国により「初
	等中等教育段階における生成ＡＩの利活用に関するガイドライン」が
	策定されております。現時点において、市独自のガイドラインを新た
	に策定する予定はありませんが、国の示す方向性や教育現場の状況を
	踏まえながら、適切に対応してまいります。」と答弁しました。
	④ネットワーク環境の改善の必要はないか
	以上の質問に対し、「学校におけるネットワーク環境の改善につき
	ましては、教育活動を支える基盤の１つとして、必要に応じて対応し
	ております。令和７年９月の校務支援システム等の更新にあわせ、校
	務系ネットワークの機器更新や通信環境の見直しを行い、安定性およ
	びセキュリティの向上を図ったところであります。また、モバイルＷ
	ｉＦｉルータの貸し出しを行っていることから、家庭でのネットワー
	ク環境につきましても、特に大きな支障はないと考えております。引
	き続き、教育活動および校務の円滑な実施に支障が生じないよう、適

教 育 部 長	切な環境整備を務めてまいります。」と答弁しました。
	(8) 教育の働き方改革と人員確保について
	①学校支援スタッフの拡充はできないか
	以上の質問に対し、「本市では、教職員の教務や事務作業の負担軽減
	と児童生徒の安定した学校生活を支える職員として、特別支援教育支
	援員を含むスクールサポーター等を配置しております。令和6年度よ
	り校内教育支援室を設置するとともに支援員を配置したり、スクール
	ソーシャルワーカーを配置するなど、徐々にではありますが学校支援
	スタッフの拡充を図ってまいりました。」と答弁しました。
	②部活動地域移行のロードマップはどうなっているか
	以上の質問に対し、「スポーツ庁より、令和8年度から令和10年度
	を「改革実行期間(前期)」として示されており、その間に、休日部活
	動については原則、地域展開の実現を目指すこととされております。
	本市においても、令和10年4月より、現在の学校部活動による活動
	を地域クラブの活動へと展開していく予定であります。」と答弁しま
	した。
	③講師確保のための策はあるか
	以上の質問に対し、「教員の定数はおおむね充足しておりますが、年
	度途中において、産休、育休、療養休暇等を取得した教員の補充を兼
	ねる臨時的任用の教育の確保には苦慮している状況であります。」と
	答弁しました。
	④メンタルヘルス支援の強化の必要
	以上の質問に対し、「教職員からの希望があれば、産業医による面接
	指導を受ける体制を整備しており、加えて年に1度のストレスチェッ
	クを実施し、その結果心理的な負担が大きいと判断され、就業上の措
	置が必要な教職員については、担当業務の見直しなど、必要に応じて
	適切な措置を講じることとしております。」と答弁しました。
	(9) 不登校・特別支援のためのセーフティネット強化について
	①教育支援センターの機能拡充の必要は

教 育 部 長	以上の質問に対し、「令和 6 年度から、教育相談センター運営を含む
	学校教育支援体制を再編し、拡充しました。具体的には、校内教育支
	援室の整備・支援員の配置、スクールソーシャルワーカー配置等を行
	い、専門知識を持った相談員や支援員と児童生徒や保護者、教職員そ
	の他の支援機関との連携支援を強化しております。今後も、教育相談
	センターの「教育相談活動」、「不登校等の指導」及び「学校教育支援」
	が円滑にできるよう、引き続き取り組んでいきます。」と答弁しまし
	た。
	②支援員の増員は
	以上の質問に対し、「令和 6 年度から教育相談センター運営を含む
	学校教育支援体制を再編・拡充し、令和 7 年度現在で、教育相談セン
	ター及び各学校を拠点に教育相談や教育支援・学校支援をしている職
	員が 18 人おります。学齢期の教育相談等の状況を鑑みて、今後必要
	な人員配置や組織体制づくりを検討していきます。」と答弁しました。
	③保護者支援プログラムの導入は
	以上の質問に対し、「教育相談センターでは、体系化された「保護者
	支援プログラム」を採用しておりません。教育相談センターでは、日々
	状態が変化し、学びの意欲が行きつ戻りつする不登校傾向にある子ど
	もたちに寄り添い、保護者や学校、各機関と密に連携し継続的な支援
	をするとともに、保護者に対しては、教育相談支援員や心理支援相談
	員が随時相談に応じて心理的な負担の軽減や問題解決に向けてのア
	ドバイスを行っております。」と答弁しました。
	④通級指導教室の拡充の検討は
	以上の質問に対し、「通級による指導については、教職員配置が基礎
	定数化されており、児童生徒 10 人程度に 1 人とされております。指
	導内容についても、教科指導が可能になることや、自立活動を取り入
	れることを明確化するなどの見直しが検討されているようですが、現
	状では、本市独自の拡充は検討しておりません。」と答弁しました。
	(10) あま市を学力日本一にすることについて

教 育 部 長	①あま市を学力日本一にするための今後の展開は
	以上の質問に対し、「教育委員会では、ＩＣＴ教育環境整備、スクールサポーターの活用、コミュニティスクール、教職員の資質向上、家庭教育事業をはじめとした「子どもたち一人ひとりが輝くことができる教育」を教育立市プランに掲げて取り組んでおります。教育委員会としましては、引き続きそういった取組を積み重ね、将来本市のまちづくりに貢献できる人材、本市の将来を担う“あまっ子”を育てていくことが学力日本一を目指すことにつながるものと考えております。」と答弁しました。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	(１１)「あま市長選挙及びあま市議会議員補欠選挙において学校等を投票所として借用することについて(報告)」
教育総務課長	令和８年４月１９日に行われます、あま市長選挙及びあま市議会議員補欠選挙の投票所としまして、資料に記載の小学校、公民館、総合体育館を貸し出ししますのでご報告をさせていただきます。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	他はよろしいか。それでは公開部分を終了します。
	議案第３１号並びにその他非公開案件に関しては秘密会とし、あま市教育委員会会議規則第１４条第３項により会議録についても非公開とします。
委 員 全 員	(異議なし)
	(傍聴人０人)
教 育 長	【次回予定】
	・令和８年５月２０日(水)午後２時００分 定例会

この教育委員会定例会会議録の概要は、事実と相違ないことを証するために

ここに署名する

令和8年5月20日

教 育 長 伊 藤 克 仁

教 育 長
職務代理者 溝 口 正 己

委 員 小 笠 原 英 司

委 員 吉 川 孝 子

委 員 近 藤 真 司

委 員 三 浦 明 里

事 務 局 徳 永 増 美 津

会議録作成 野 口 清 司